答弁第四八四号平成二十一年六月九日受領

内閣衆質一七一第四八四号

平成二十一年六月九日

内閣総理大臣 麻 生 太 郎

衆 議 院 議 長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出殺人罪等に問われているフジモリ・元ペルー大統領に対する政府の保護に関す

る再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出殺人罪等に問われているフジモリ・元ペルー大統領に対する政府の保護に

関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねの判決が下されるまでの経過については、 被告側弁護人も、公判終了後、公判のプロセスは全く

問題はなく、 当該プロセスの無効を訴えるつもりはない旨述べたと承知しており、 政府としても、これま

での司法手続において、特段の問題があったとは認識していない。

二について

政府としては、 日本国籍を有する者に対し、 個別具体的な必要に応じ、 国際法上認められる範囲内で、

海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に関し、 適切な措置を講ずることとしている。

お尋ねのフジモリ氏についても、 在ペルー日本国大使館を通じ、 同氏の意向や健康状態を確認している。

三について

ペルー政府からは、 フジモリ氏が公正な待遇を受けるよう配慮しており、また、 裁判が適正手続を経て

公正に行われるよう確保するとの回答が示されている。

_

政府としては、日本国籍を有する者に対し、個別具体的な必要に応じ、国際法上認められる範囲内で、

海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に関し、適切な措置を講ずることとしている。

お尋ねのフジモリ氏についても、今後、個別具体的な必要に応じて、適切に対応していく考えである。